

瀬戸市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 3 号

瀬戸市議会委員会条例の一部を改正する条例

瀬戸市議会委員会条例（昭和 4 1 年瀬戸市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(常任委員の任期) 第 3 条 常任委員の任期は、 <u>2</u> 年とする。ただし、後任者が、選任されるまで在任する。 2 及び 3 <省略>	(常任委員の任期) 第 3 条 常任委員の任期は、 <u>1</u> 年とする。ただし、後任者が、選任されるまで在任する。 2 及び 3 <省略>

附 則

この条例は、平成 3 1 年 5 月 1 日から施行する。